



# 三重県公報

令和3年3月5日 (金)

第 188 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
42	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	( 雇 用 対 策 課 )	2
43	三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	( 出 納 局 )	2
<b>告 示</b>			
144	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定	( 法 務 ・ 文 書 課 )	15
145	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	( 健 康 推 進 課 )	17
146	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	( 雇 用 経 済 総 務 課 )	17
147	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	17
148	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	( 教 育 委 員 会 )	18
<b>選 管 告 示</b>			
10	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	( 選 挙 管 理 委 員 会 )	18
11	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	( 同 )	19
12	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出	( 同 )	19
<b>海 調 委 告 示</b>			
3	真珠養殖用いかだへの標識の設置についての指示	( 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 )	20
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	20
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	22
	林業種苗法の規定による生産事業者の登録	( 森 林 ・ 林 業 経 営 課 )	22
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	22
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	( 企 業 庁 )	23
	同件	( 同 )	23
	同件	( 同 )	23

**規 則**

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月五日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第四十二号**

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則(昭和三十五年三重県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間
三重県立津高	(略)	(略)	(略)	三重県立津高	(略)	(略)	(略)
等技術学校	短期課程	住宅サービス科	6月	等技術学校	短期課程	住宅サービス科	6月
		(略)	(略)			設備配管科	6月
備考 (略)				備考 (略)			

別表第三中設備配管科の項を削る。

第一号様式、第四号様式及び第五号様式中「㊤」を削る。

第六号様式中「㊥」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第三の改正規定は、令和三年四月十日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県立職業能力開発施設条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県立職業能力開発施設条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月五日

**三重県規則第四十三号**

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

三重県証紙条例施行規則(昭和四十四年三重県規則第八号)の一部を次のように改正する。  
第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

販 売 人 指 定 申 請 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者の氏名

三重県証紙条例第 5 条第 1 項に規定する販売人の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 販売所の名称及び所在地
- 2 指定を受けようとする理由
- 3 証紙年間販売見込額
- 4 関係書類

(1) 事業経歴書

(2) 販売所付近の見取図

<p><b>【責任者】</b> 役 職： 氏 名： 電話番号：</p>	<p><b>【担当者】</b> 役 職： 氏 名： 電話番号：</p>
---	---

備考 「氏名又は名称及び代表者の氏名」を記載の上、押印する場合は、上記責任者及び担当者の記載を省略することができます。

(規格 A4)

第四号様式から第八号様式までを次のように改める。

第 4 号様式（第 6 条関係）

販 売 所 新 設 承 認 申 請 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名 又 は  
名 称 及 び  
代表者の氏名

収入証紙の販売所を新設したいので、三重県証紙条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 新設しようとする販売所の名称及び所在地
  - 2 新設しようとする理由
  - 3 証紙年間販売見込額
  - 4 関係書類
- 販売所付近の見取図

<p><b>【責任者】</b></p> <p>役 職：</p> <p>氏 名：</p> <p>電話番号：</p>	<p><b>【担当者】</b></p> <p>役 職：</p> <p>氏 名：</p> <p>電話番号：</p>
--	--

備考 「氏名又は名称及び代表者の氏名」を記載の上、押印する場合は、上記責任者及び担当者の記載を省略することができます。

(規格 A4)

## 第5号様式（第7条関係）

変 更 届

年 月 日

三重県知事 宛て

販売人

住 所

氏名又は名称  
及び代表者の氏名

三重県証紙条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり変更したから届け出ます。

## 記

- 1 変更事項（変更内容を具体的に記入）
- 2 変更理由
- 3 変更年月日

<b>【責任者】</b> 役 職： 氏 名： 電話番号：	<b>【担当者】</b> 役 職： 氏 名： 電話番号：
---------------------------------------	---------------------------------------

備考 「氏名又は名称及び代表者の氏名」を記載の上、押印する場合は、上記責任者及び担当者の記載を省略することができます。

(規格A4)

## 第6号様式（第7条関係）

## 販売業務（所）廃止届

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏名又は名称  
及び代表者の氏名

次により収入証紙販売業務（所）を廃止したいので、三重県証紙条例施行規則第7条第2項の規定により届け出ます。

## 記

- 1 廃止しようとする年月日
- 2 廃止しようとする内容
- 3 販売所を廃止する場合はその名称及び所在地
- 4 廃止の理由

<b>【責任者】</b> 役 職： 氏 名： 電話番号：	<b>【担当者】</b> 役 職： 氏 名： 電話番号：
---------------------------------------	---------------------------------------

備考 「氏名又は名称及び代表者の氏名」を記載の上、押印する場合は、上記責任者及び担当者の記載を省略することができます。

(規格A4)

第7号様式（第11条関係）

証紙交付請求書

年 月 日

三重県知事 宛て

卸売販売人

住 所

氏名又は名称  
及び代表者の氏名

次のとおり証紙の交付を受けたいので請求します。

種 類	枚 数	金 額	種 類	枚 数	金 額
1 円	枚	円	400円	枚	円
5 円			500円		
10円			1,000円		
20円			2,000円		
50円			5,000円		
100円			10,000円		
200円					
300円			合 計		

上記のとおり受領しました。

年 月 日

卸売販売人

住 所

氏名又は名称  
及び代表者の氏名

<p><b>【責任者】</b></p> <p>役 職：</p> <p>氏 名：</p> <p>電話番号：</p>	<p><b>【担当者】</b></p> <p>役 職：</p> <p>氏 名：</p> <p>電話番号：</p>
--	--

備考 「氏名又は名称及び代表者の氏名」を記載の上、押印する場合は、上記責任者及び  
担当者の記載を省略することができます。 (規格A4)

第8号様式（第11条関係）

証 紙 返 納 書

年 月 日

三重県知事 宛て

卸売販売人

住 所

氏名又は名称  
及び代表者の氏名

次のとおり証紙を返納します。

証紙の種類	返納する証紙		返納理由
	枚数	金額	
1円	枚	円	
5円			
10円			
20円			
50円			
100円			
200円			
300円			
400円			
500円			
1,000円			
2,000円			
5,000円			
10,000円			
合計			

<p><b>【責任者】</b></p> <p>役 職：</p> <p>氏 名：</p> <p>電話番号：</p>	<p><b>【担当者】</b></p> <p>役 職：</p> <p>氏 名：</p> <p>電話番号：</p>
--	--

備考 「氏名又は名称及び代表者の氏名」を記載の上、押印する場合は、上記責任者及び担当者の記載を省略することができます。 (規格A4)

第十号様式を次のように改める。

第 10 号様式 (第 13 条関係)

証紙販売実績報告書

三重県知事 宛て

年 月 日

卸売販売人  
住所  
氏名又は名称  
及び代表者の氏名

次のとおり 月分証紙販売実績報告書を提出します。

区分 種類	前月末 残枚数	当月受入枚数		返 (交換)	選 (交換)	当月払出枚数		当月 残枚数	当 月 金 額
		交 換	受 入			計 枚	計 枚		
1円									
5円									
10円									
20円									
50円									
100円									
200円									
300円									
400円									
500円									
1000円									
2000円									
5000円									
10000円									
合計枚数									
合計金額									

(規格 A4)

<p><b>【責任者】</b> 役 職： 氏 名： 電話番号：</p>	<p><b>【担当者】</b> 役 職： 氏 名： 電話番号：</p>
---	---

- 備考 1 規格は、特に必要があるときは出納局で出納を担当する課の課長の承認を得て変更することができます。
- 2 「氏名又は名称及び代表者の氏名」を記載の上、押印する場合は、上記責任者及び担当者の記載を省略することがあります。

第十三号様式及び第十四号様式を次のように改める。

第 1 3 号様式 (第 1 7 条、第 1 9 条関係)

証紙返還 (交換) 申請書 (販売人用)

年 月 日

三重県知事様  
(卸売販売人)

販売人  
住 所  
氏名又は名称  
及び代表者の氏名

次のとおり証紙を返還 (交換) したいので申請します。  
(理由)

証紙の種類	返還する証紙		交換を受けようとする証紙	
	枚数	金額	枚数	金額
1円				
5円				
10円				
20円				
50円				
100円				
200円				
300円				
400円				
500円				
1,000円				
2,000円				
5,000円				
10,000円				
計				

(口座情報)

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協			支店
口座種別	普通・当座	口座番号		
口座名義人	フリガナ			

<p><b>【責任者】</b> 役職： 氏名： 電話番号：</p>	<p><b>【担当者】</b> 役職： 氏名： 電話番号：</p>
---	---

備考

- 1 返還申請する場合は、口座情報を御記入ください。
- 2 販売人から知事宛ての証紙返還申請について、「氏名又は名称及び代表者の氏名」を記載の上、押印する場合は、上記責任者及び担当者の記載を省略することができます。
- 3 販売人から卸売販売人宛ての証紙交換申請については、「氏名又は名称及び代表者の氏名」を記載の上、押印してください。(規格 A4)

第 1 4 号様式 (第 1 8 条関係)

証紙返還申請書 (納付者用)			
			年 月 日
様			
申請者			
郵便番号			
住 所			
フリガナ			
氏 名			
電話番号			
次のとおり証紙を返還したいので、申請します。			
1 返 還 理 由 (具体的に記入してください。)			
2 証 紙 購 入 時 期			
3 証 紙 購 入 場 所			
4 還付する証紙の内訳 (種別) (枚数)			
円券			枚
円券			枚
円券			枚
合 計			枚
振 込 指 定 口 座	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	
	口座種別	普通・当座	口座番号
	口座名義人	フリガナ -----	

- 備考
- 1 知事に提出する場合は、振込先を御記入ください。
  - 2 申請者と同じ名義の口座を御記入ください。
  - 3 申請書に証紙を添えて提出してください。
  - 4 知事に提出する場合は、氏名を自署又は氏名を記載の上、押印してください。  
なお、法人で代表者名を署名しない場合は、氏名を記載の上、代表者印の押印を行うか、別紙 (任意様式) に取扱い担当者の役職名、氏名、電話番号を記載した書面を添付してください。
  - 5 販売人に提出する場合は、氏名を記載の上、押印してください。

(規格A4)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県証紙条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県証紙条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 144 号

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号  
 国土交通大臣 赤羽 一嘉  
 上記代理人 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号  
 中部地方整備局長 堀田 治  
 起業者 愛知県名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号  
 中日本高速道路株式会社  
 代表取締役社長 宮池 克人  
 上記代理人 愛知県名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号  
 中日本高速道路株式会社  
 名古屋支社長 野口 英正

上記起業者から令和 3 年 1 月 14 日付けで所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項及び法第 35 条第 2 項の規定に基づき、裁定申請及び物件の収用の請求があった「一般国道 475 号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県養老郡養老町大跡字東畑地内から三重県いなべ市北勢町阿下喜字樋之口地内まで）及びこれに伴う附帯工事」に係る裁定申請事件について、法第 32 条第 1 項の規定に基づき次のとおり裁定したので、法第 33 条により公告します。

令和 3 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 収用する土地の区域は、次のとおりとする。  
 (土地の所在) 三重県いなべ市北勢町下平字大野

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用する土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1006 番	原野	山林	23	25.67	25.67

- 2 法第 35 条第 1 項の規定において準用する土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 79 条の規定による請求を採用し、収用する物件の種類及び数量は、別表第 1 の「物件」の「物件の種類」欄及び「数量」欄に記載のとおりとする。
- 3 権利取得の時期及び引渡しの期限は、次のとおりとする。
  - (1) 権利取得の時期  
令和 3 年 5 月 5 日
  - (2) 引渡しの期限  
令和 3 年 5 月 5 日
- 4 損失の補償は、次のとおりとする。
  - (1) 土地に対する損失の補償  
土地所有者 不明。ただし、登記名義人亡川瀬権兵衛相続人 に対し 金 44,276 円  
 (内訳は別表第 2 のとおり)

(2) 物件に対する損失の補償

物件所有者 不明。ただし、登記名義人亡川瀬権兵衛相続人 に対し 金 0 円

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別表第1 物件

(土地の所在) 三重県いなべ市北勢町下平字大野

地番	物件番号	物件の種類	数量
1006番	1	すぎ 胸高直径1cm	1本
1006番	2	ひのき 胸高直径24cm	1本
1006番	3	ひのき 胸高直径28cm	1本
1006番	4	ひのき 胸高直径19cm	1本

別表第2 土地に対する損失補償額

(土地の所在) 三重県いなべ市北勢町下平字大野

	地番	地目	計算式	補償額(円)
収用	1006番	原野	1,730円/㎡×25.67㎡×修正率(0.9970)	44,276

備考1 法第35条第1項の規定において準用する土地収用法第88条の2の細目等を定める政令第26条の規定により、1円未満の端数を四捨五入して算定している。

備考2 修正率は、次表に示すとおりである。

法第35条第1項の規定において準用する土地収用法第71条に規定する修正率

$$\begin{aligned}
 \text{修正率} &= \frac{P_c'}{P_c} \times 0.8 + \frac{P_i'}{P_i} \times 0.2 \\
 &= \frac{304.0 \times 1/3}{305.1 \times 1/3} \times 0.8 + \frac{298.1 \times 1/3}{297.9 \times 1/3} \times 0.2 \\
 &= 0.996 \times 0.8 + 1.001 \times 0.2 \\
 &= 0.7968 + 0.2002 \\
 &= 0.9970
 \end{aligned}$$

	全国総合消費者物価指数 平成27年=100		投資財指数 平成27年=100
令和2年9月	102.0	令和2年9月	99.4
令和2年10月	101.8	令和2年10月	99.3
令和2年11月	101.3	令和2年11月	99.2
相加平均	$P_c = 305.1 \times 1/3$	相加平均	$P_i = 297.9 \times 1/3$
令和2年11月	101.3	令和2年11月	99.2
令和2年12月	101.1	令和2年12月	99.3
令和3年1月	101.6	令和3年1月	99.6
相加平均	$P_c' = 304.0 \times 1/3$	相加平均	$P_i' = 298.1 \times 1/3$

P c : 手続開始の告示がされた日の属する月及びその前後の月の全国総合消費者物価指数の相加平均  
 P c ' : 裁定がされる日の前日から起算して 2 週間前に当たる日において全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されている最近の 3 箇月の全国総合消費者物価指数の相加平均  
 P i : 手続開始の告示がされた日の属する月及びその前後の月の投資財指数の相加平均  
 P i ' : 裁定がされる日の前日から起算して 2 週間前に当たる日において全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されている最近の 3 箇月の投資財指数の相加平均

**三重県告示第 145 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 3 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	しま相和透析クリニック	志摩市磯部町穴川字座頭橋 1141 番地 6	令和 3 年 2 月 1 日
薬局	たいせい薬局	桑名市神成町 2 丁目 72 番地の 1	令和 3 年 2 月 1 日

**三重県告示第 146 号**

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(5)の表に次のように加える。

14	三重県新型コロナウイルス克服生産性向上・業態転換支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等が、コロナ禍の現状のみならず「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って、生産性向上又は業態転換の意欲的な経営向上に取り組むことを支援することで、地域経済の活性化を図る。	三重県版経営向上計画に基づき、生産性向上又は業態転換のために実施する事業に要する経費	1/2 以内	別に定める。
----	-------------------------------	--	--	--------	--------

別表 2 中第 11 号の項を第 12 号の項とし、第 10 号の項を第 11 号の項とし、第 9 号の項を第 10 号の項とし、第 8 号の項の次に次のように加える。

9	三重県新型コロナウイルス克服生産性向上・業態転換支援補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている財産にあつては、同省令に定める耐用年数に相当する期間	1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産
		減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めがない財産にあつては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める耐用年数に相当する期間	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の雇用経済部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 2 年度分の補助金等から適用する。

**三重県告示第 147 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リバーサイドマーケット夏見  
名張市夏見字浅尾 23 番地ほか

- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
4,629 m<sup>2</sup>
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
178 m<sup>2</sup>
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以下となる年月日  
令和 2 年 4 月 5 日
- 5 変更の理由  
物販面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満となり、大規模小売店舗でなくなるため

**三重県告示第 148 号**

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和 52 年三重県告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 22 号の項を第 23 号の項とし、第 15 号の項から第 21 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 14 号の項の次に次の 1 項を加える。

15	公立幼稚園への教育支援体制整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、子どもたちを健やかに育むために必要な環境整備を支援する。	感染症対策に要する経費及び I C T 環境整備に要する経費	教育長が別に定める。	市町
----	----------------------	---	--------------------------------	------------	----

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示 10 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 3 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第 1 号）	1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
立憲民主党三重第 4 区総	坊 農 秀 治	山 本 一 行	津市桜橋三丁目 446-43	衆議院議員	○	令和 3 年 2 月 10 日	

支部

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
きくち精二後援会	菊池 精二	菊池 久美子	伊賀市甲野 1033-507	令和 3 年 1 月 18 日	
北山太加視後援会	大矢 博	北山 尚紀	伊賀市印代 191	令和 3 年 1 月 19 日	
中村朋晃後援会	上野 秀司	上野 富美代	伊勢市東豊浜町 4548	令和 3 年 1 月 29 日	
増田たけし後援会	増田 雄	増田 雄	伊賀市上野小玉町 3042	令和 3 年 2 月 15 日	
村田英紀後援会	村田 安伸	村田 英紀	度会郡大紀町阿曾 434-2	令和 3 年 2 月 2 日	
森光子後援会	稲葉 哲久	森 正夫	志摩市浜島町迫子 2520-33	令和 3 年 1 月 28 日	
やすだ勝平後援会	保田 勝平	保田 勝巳	津市白山町二本木 1001-637	令和 3 年 2 月 15 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県 農林漁業支部	谷口 俊二	会計責任者	森田 幸利	小林 豊	令和 3 年 1 月 18 日	政党
足立よしえ後援会	服部 宏志	代表者	服部 宏志	山本 隆	令和 2 年 12 月 13 日	
大西克美励ます会	日置 恒文	会計責任者	篠原 麻貴子	高瀬 恭明	令和 2 年 11 月 2 日	
幸福実現党津後援会	長谷川 植	会計責任者	黒田 大智	市野 明範	令和 2 年 8 月 1 日	
チェンジ！真の志 摩をつくる会	堀江 しおん	主たる事務所 の所在地	志摩市阿児町神 明 1007-13	志摩市阿児町鶴 方字屋敷垣内 4067	令和 3 年 1 月 4 日	
松阪地区薬剤師連 盟	中村 文彦	代表者	中村 文彦	長島 喜久雄	令和 3 年 1 月 1 日	
		会計責任者	山路 弘隆	石橋 昌夫		
三重農政会議	谷口 俊二	会計責任者	森田 幸利	小林 豊	令和 3 年 1 月 18 日	

三重県選挙管理委員会告示第 11 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 3 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 高木 久代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
矢野すみお後援会	田代 兼二郎	令和 2 年 12 月 31 日	

三重県選挙管理委員会告示第 12 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出がありまし

たので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 3 月 5 日

		三重県選挙管理委員会委員長		高 木 久 代	
資金管理団体の届出	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	
をした者（代表者）					
の氏名					
菊 池 精 二	市議会議員	きくち精二後援会	伊賀市甲野 1033-507	令和 3 年	
				1 月 17 日	

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 3 号

真珠養殖用いかだへの標識の設置について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 3 年 3 月 5 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

- 1 真珠養殖又は真珠母貝養殖を営む者は、当該事業に用いる養殖用いかだについて、次の事項を記載した標識を当該いかだの見やすい場所に設置しなければなりません。
  - (1) 漁業権番号。ただし、基地いかだ（作業用いかだ）の場合は、基地と明記すること。
  - (2) 漁業権者の氏名又は名称。ただし、基地いかだの場合は、所有者の氏名又は名称とすること。
- 2 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとします。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

青蓮寺用水土地改良区（伊賀市古山界外 691 番地の 2）

退任理事

名張市蔵持町芝出 707	坪 田 正 博
〃 〃 原出 657	橋 本 宜 久
〃 夏見 2029	森 田 正 彦
〃 新田 1672-1	堀 川 秀 昭
〃 美旗中村 435	石 田 敬 市
〃 東田原 2128	坂 下 繁 喜
〃 上小波田 1849	奥 俊 浩
〃 下小波田 490	柳 島 忠 佳
〃 西原町 2678	森 崇
〃 南古山 1731	松 岡 均
伊賀市安場 3050	増 井 清 隆
〃 蔵縄手 183	松 田 輝 夫
〃 鍛冶屋 605	杉 山 隆 之
〃 菖蒲池 14-4	空 森 栄 幸
〃 東谷 42	大 藪 謙 一

伊賀市古山界外 11

〃 菖蒲池 1391

〃 湯屋谷 1107

〃 猪田 5336

〃 〃 3760

〃 上之庄 2032

〃 山出 934

名張市桔梗が丘 2 番町 7-14

伊賀市予野 1879

〃 〃 9845

〃 〃 3777

〃 〃 8809

〃 白樫 1286

〃 〃 796

〃 桂 620

〃 大滝 1650

〃 治田 5218-1

〃 大野木 1377

〃 七本木 38

〃 大内 1933

〃 法花 2600

〃 山神 625

名張市葛尾 167

伊賀市東谷 1335

退任監事

名張市蔵持町里 2076

伊賀市安場 2939

〃 上之庄 1191

伊賀市白樫 1248

就任理事

名張市蔵持町原出 657

〃 〃 芝出 707

〃 夏見 2086-8

〃 東田原 2128

〃 西原町 2678

〃 上小波田 220

〃 下小波田 1096

〃 南古山 1731

〃 新田 96

〃 美旗中村 797

伊賀市安場 3001

〃 蔵縄手 183

〃 東谷 42

〃 鍛冶屋 688

〃 菖蒲池 19

〃 〃 1345-1

〃 湯屋谷 204

〃 上之庄 1189

〃 山出 934

〃 猪田 5752

田 中 義 美

寺 山 隆 久

中 出 政 弘

壺 田 正 道

西 森 秀 樹

中 西 義 克

前 池 滝 男

勝 島 雅 幸

中 居 則 正

森 井 清 秀

堀 〃 忠 彦

月 井 克 也

猪 野 岩 一

藤 森 〃 論

松 村 茂 久

中 川 敏 夫

富 田 修 一

今 岡 〃 寛

山 本 健 治

門 口 〃 哲

菊 澤 久 義

福 増 泰 治

南 田 耕 一

森 内 典 隆

森 岡 秀 之

岡 田 勝 美

川 口 〃 正

高 田 憲 治

橋 本 宜 久

坪 田 正 博

中 森 悦 男

坂 下 繁 喜

森 〃 崇

勝 島 政 信

藤 森 〃 浩

松 岡 〃 均

百 生 尚 徳

福 永 義 行

岡 村 和 夫

松 田 輝 夫

大 藪 謙 一

杉 本 孝 一

川 崎 〃 武

竹 沢 孝 一

杉 森 〃 雄 一

川 口 幸 太 郎

前 池 滝 男

田 口 克 己

伊賀市猪田 1425-2	中 森 知 治
" 白樫 1286	猪 野 岩 一
" 796	藤 森 諭
" 治田 5218-1	富 田 修 一
" 予野 8966	中 居 常 量
" 8913	森 中 賢 治
" 1879	中 居 則 正
" 137	畑 中 修 次
" 2918	中 森 厚 志
" 桂 95	松 村 覚
" 大滝 1644	下 浦 康 夫
" 法花 2214	坂 田 利 一
" 大内 1933	門 口 哲
" 大野木 1377	今 岡 寛
" 大内 323 の 10	稲 澤 善 夫
" 東谷 1335	森 内 典 隆
名張市葛尾 167	南 田 耕 一
伊賀市菖蒲池 14-4	空 森 栄 幸
" 治田 4125	森 下 光 子
就任監事	
名張市蔵持町里 2076	森 岡 秀 之
伊賀市安場 447	森 口 好 美
" 上之庄 1766	轟 崎 正 宣
" 西山 237	岡 本 美 鈴

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、寺井土地改良区（松阪市笹川町 1676 番地 2）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり生産事業者として登録しました。

令和 3 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

登 録 番 号	生 産 事 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	生 産 事 業 の 内 容				事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼 苗 の 育 成	幼 苗 以 外 の 苗 木 育 成	
熊農第 187 号	晃榮林業株式会社 代表取締役 濱口 輝久 熊野市飛鳥町小阪 680	○		○		(事業所の名称なし) 熊野市飛鳥町小阪

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 2 月 19 日に終了した旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
鳥羽市桃取町

<b>特定調達公告</b>
---------------

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第12条の規定により公告します。

令和3年3月5日

三重県企業庁長 喜 多 正 幸

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県企業庁北勢水道事務所山村浄水場ほか7施設で使用する電気<br>(予定使用量 3,177,500 kWh) |
| 2 | 担 当 部 局     | 三重県四日市市安島2丁目7-15<br>三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課             |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和3年2月16日   |
| 4 | 落 札 者       | 愛知県名古屋市中区東新町1番地<br>中部電力ミライズ株式会社 代表取締役社長執行役員 大谷 真哉       |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 46,822,939 円 (税込)                                  |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札  |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 令和2年12月25日  |

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第12条の規定により公告します。

令和3年3月5日

三重県企業庁長 喜 多 正 幸

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県企業庁中勢水道事務所鈴鹿導水ポンプ所ほか5施設で使用する電気<br>(予定使用量 5,357,700 kWh) |
| 2 | 担 当 部 局     | 三重県津市一志町高野1996<br>三重県企業庁中勢水道事務所経営課                         |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和3年2月16日  |
| 4 | 落 札 者       | 愛知県名古屋市中区東新町1番地<br>中部電力ミライズ株式会社 代表取締役社長執行役員 大谷 真哉          |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 73,756,998 円 (税込)                                     |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札   |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 令和2年12月25日   |

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第12条の規定により公告します。

令和3年3月5日

三重県企業庁長 喜 多 正 幸

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県企業庁南勢水道事務所導水ポンプ所ほか3施設で使用する電気<br>(予定使用量 3,879,000 kWh) |
| 2 | 担 当 部 局     | 三重県多気郡多気町相可1710番地<br>三重県企業庁南勢水道事務所経営課                    |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和3年2月16日  |
| 4 | 落 札 者       | 愛知県名古屋市中区東新町1番地<br>中部電力ミライズ株式会社 代表取締役社長執行役員 大谷 真哉        |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 53,891,811 円 (税込)                                   |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札   |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 令和2年12月25日   |



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---